

当建設産業委員会に付託された案件については、3月10日及び15日は、いずれも午前9時30分から、22日は午後4時10分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第12号中、当委員会に分割付託された案件、議案第16号及び議案第24号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

市長の目指す観光施策は一言で表すと何か。とに対し、
市民がこのまちを誇りに思うことを一番に目指しております。とのこと。

総合計画の評価について、個別施策単位で遅れていると感じている事業はあるか。またその点を踏まえて予算に反映しているか。とに対し、

総合計画の進捗を意識しながら3か年計画などに施策を反映し、予算の確保をしています。その中では、民間住宅耐震事業がなかなか進まない状況にあると感じています。今後は、市民ニーズをきちんと把握し、適切に取り組んでいきます。とのこと。

事務事業評価でD判定の要改善とした事業について、予算要望を含め新たな取り組みを考えているか。とに対し、

D判定の理由として、設定する目標値が適切であったかどうかという課題もありますが、結果として成果がでなかったということは、やり方に工夫が必要であったと考えています。予算額に変更はありませんが、方法を考えながらより成果があがるように実施していきます。とのこと。

5款1項3目 就農者支援事業について、平成27年度と比較し、予算額が約2倍に増えているがその要因は何か。とに対し、

新規就農者の方への就農支援の補助金です。1人当たり年間150万円の支給をしており、平成27年度よりも2人分、多く見込んでおります。とのこと。

同項4目 畜産環境対策推進事業について、平成28年度の新たな取り組みは。とに対し、

消臭実証実験補助については、300万円から400万円に増額しました。平成27年度は1農家で実施しましたが、業者と環境課の測定数値にかい離があったため、28年度は3農家に増やし、再度検証する予定です。とのこと。

同じく、新規事業である畜産競争力強化整備事業補助金の内容は。とに対し、畜産農家の競争力を高めるため、農家、市、県、JAなどで構成する協議会に対して国から補助金が交付されるものです。本年度は、鶏舎及び鶏ふん堆肥化施設の建設に活用する予定です。とのこと。

6款1項2目 工業団地造成事業のスケジュールなど事業内容は。とに対し、平成28年度は、基本設計。29年度は地区計画の見直し、用地交渉、企業の進出についての意向調査。30年度は、詳細設計を行います。31年度に造成工事に入り、32年度には分譲をしていきたいと考えています。用地の買収、造成、分譲を実施する愛知県企業庁と協議を重ねて事業を進めていきます。場所は、中億田町、東億田町周辺地域の約16ヘクタールを考えております。とのこと。

では、平成28年度予算の基本設計委託料 500万円は、投資をしても用地が適さないなど事業が実施できない場合は、無駄になる可能性があるのか。とに対し、可能性は全くゼロではありません。とのこと。

同項3目 広域消費生活センター事業について、知多県民センターの消費生活相談室の廃止は平成30年度末を目途としているのに対し、28年度から6市町による広域消費生活センターを設置するメリットは。とに対し、

平成31年度になりますと県内の多くの自治体で一斉に消費生活相談員が必要となります。人員の早期確保と広域で実施することで、現状よりも本市の負担額が低額になり、サービスの向上も図られるため、28年度から実施することといたしました。とのこと。

同項4目、観光振興事業のうちWi-Fi環境整備委託料については、費用対効果も含めた事業となっているか。とに対し、

平成28年度は、移動が可能なポータブル型の公衆無線LANを10か所に設置します。延べ利用回数や言語別利用回数などが測定できることから、定期的に設置位置を変更し、効率性を検証する中で最終的な設置場所を決定していく予定です。公衆無線LANに接続した際に、トップページで本市の観光情報を含めた行政情報を提供するなど、より多くの方に本市を知っていただける仕組みを構築するとともに、将来的には、スポンサー収入や自動販売機への設置などにより運営費を賄っていきたいと考えております。とのこと。

同じく、アイプラザ半田改修事業については、毎年、改修工事を実施しているが、完了の見込みはあるのか。また、全体事業費は。とに対し、

平成30年度を目途に現時点で計画している改修工事を終える予定です。全体事業費は、28年度を含めて約6億4,800万円となっております。とのこと。

7款1項1目 地籍調査事業については、自治体によって取り組みに温度差があるようだが、愛知県における進捗状況及び本市の状況は。とに対し、

平成26年度末では、名古屋市、豊田市など7市町村が実施中であり、愛知県の進捗率は約13パーセントとなっております。調査により災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進などの効果がありますので、まず市役所周辺の36ヘクタールの区域の調査を行い、その効果を検証したいと考えております。とのこと。

同款2項5目 橋梁維持修繕事業については、平成26年11月に国土交通省が全国の橋梁等点検結果を公表し、地方公共団体の実態が明らかにされたが、本市の点検状況は。とに対し、

橋梁につきましては、平成25年度までに遠方目視による点検をすべて実施いたしました。その後26年度の法改正により遠方目視から近接目視での点検に変わりましたので、改めて近接目視での点検を27年度から30年度までにすべて行う計画であります。とのこと。

同款3項3目 用悪水路改修事業について、改修が必要な水路の優先順位の考
え方は。とに対し、

水路の点検を実施しており、老朽化が著しいものや通学路で蓋がけが必要な箇
所などを優先し、今後10年間で約1.8キロメートルの水路の修繕計画を立ててお
ります。とのこと。

同款5項5目 ふるさと景観づくり推進事業について、景観アドバイザーへの
相談件数及び状況は。また、アドバイザーへの謝金単価は適正か。とに対し、

平成27年度の相談件数は、全体枠が416件のところ82件であり、26年度の実績調査では、相談の結果、アドバイスが反映された物件は約47パーセントという状況でした。市で決めている学識経験者への謝金は1日50,000円ですが、アドバイザーは半日単位で依頼をしているため1回を25,000円としています。とのこと。

謝金については、半日単位ではなく、相談1件当たりとすることはできないの
か。とに対し、

これまでも見直しをしてきた経緯があります。案件がない日は来ていただか
ないようにしており、また案件を集約できるようにアドバイスを受ける方に対し
ても日程調整を出来る限りさせていただくなど見直しをしてきました。実際には
1件しか相談がない場合もありますが、学識経験者の方の予定を確保するため
には、半日単位は必要と考えています。とのこと。

同款5項4目 公園管理委託及び 同項6目 街路樹・緑園管理委託のうち業
者に委託するものについて、管理は適正か。とに対し、

業者に対しては、年度当初に責任を持って提案をして管理するように指示をし
ていますが、過去には徹底されずできていない部分がありました。今後は、指導
を徹底し適正な管理に努めてまいります。とのこと。

7款6項1目 老朽化建築物取壊促進・空家対策事業のうち、空家等データベ
ースシステム化委託料は、どのような効果が期待できるか。とに対し、

空家の実態調査を行い、空家等の状況をデータベース化することで、今後の本
市の空家等対策の計画策定に向けた基礎資料として活用していきます。また、調
査により明確になった危険な空家等については、除却等の助言・指導などの対応
を行っていきます。とのことでした。

下水道事業特別会計予算について

下水道未接続世帯に対する接続向上対策の取り組みは。とに対し、平成21年度から戸別訪問を実施しています。27年度から3年計画を策定し、整備して間のない新しい地域を中心に訪問しており、2年目となる28年度は、接続率が低い集合住宅を重点的に取り組んでいきたいと考えています。とのこと。

汚水管の老朽化について、長寿命化計画の策定を踏まえて平成28年度の取り組みは。とに対し、

主に清城周辺地区の区画整理事業で作られた管渠等について、汚水管長寿命化計画を策定し長寿命化を図っていききたいと考えております。とのことでした。

その後、討論を省略し、まず、議案第12号中、当委員会に分割付託された案件について、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く、議案第16号について、慎重審査し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く、議案第24号について、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第13号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第14号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

保留地売払収入について、平成27年度も抽選及び先着販売を行っているが、現状はどうか。また28年度は何区画分の販売を想定しているのか。とに対し

保留地の総数は84区画、そのうち一般販売は52区画あります。30区画が売れましたので、現在22区画が残っている状況です。28年度はこれまでの販売状況から一般販売2区画分を想定しています。とのこと。

三角地や台形など形の悪い保留地が残っている。28年度に向けて工夫していることはあるか。とに対し、

土地区画整理事業における保留地については、抽選による販売など、法律や条例に定められた条件のもとで処分することになります。今後は、現地見学会の実施や、大きい土地については分筆して購入しやすくするなど、早期の売却に努めます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第23号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

防災拠点施設への応急給水栓整備について、毎年数か所ずつ整備しているが、なぜすぐに実施しないのか。とに対し、

応急給水栓の整備については、配水管の耐震化とあわせて実施しなければならぬため多額の費用が必要となります。そのため、平成20年度から順次計画的に進めており、30年度に完了する予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員委全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第26号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第31号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

消費生活相談員は、1人当たり1か月に何日勤務するのか。とに対し、
今までの状況を勘案し、個人差はありますが、年間1人当たり94日、1か月あたり7日から8日と考えております。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第37号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第43号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

改正内容がかなり少額であるが、愛知県が条例改正した理由は何か。とに対し、現行の区分では、都市の中で大きな格差が生まれていることから、国が所有区分をこれまでの3区分から5区分に見直しを行っており、愛知県も国の方針に沿って、所有区分の見直しを行ったものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員委全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第44号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第45号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第46号及び議案第47号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。